

利用申込受付中!

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます!

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。
利用できる医療機関・薬局については、ステッカーやポスターが目印です。裏面をご覧ください。

デジタル庁 総務省 厚生労働省



医療機関や薬局の受付でマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置いて本人確認!

カードの顔写真を機器で確認します。※顔写真は機器に保存されません。

どんないいことがあるの?

より良い医療が可能に!

本人が同意をすれば、初めての医療機関等でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有できる!



自身の健康管理に役立つ!

マイナポータルで自身の特定健診情報や薬剤情報・医療費通知情報が閲覧できる!



オンラインで医療費控除がより簡単に!

マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力、確定申告の医療費控除がよりカンタンに!



手続きなしで限度額を超える一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額を超える支払が免除される!



健康保険証としてずっと使える!

就職・転職・引越をしても健康保険証としてずっと使える! 医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。



※マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー（12桁の数字）を取り扱うことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づくことはありません。
※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。

ウラ面も見てね!

マイナンバーカードの健康保険証利用

特定健診情報・薬剤情報について

マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合、「マイナ受付」で本人が同意をすれば、医師があなたの**特定健診情報・薬剤情報**を閲覧すること*が可能になりました。

※ 同意に基づいて、医療機関からオンライン資格確認実施機関に特定健診情報等を照会し、医療機関へ提供されます。

どんないいことがあるの?

初めての医療機関でも、今までに使った正確な薬の情報やご自身の過去の健康状況が医師と共有できることで、より多くの情報に基づいた、診療を受けることが可能となります。

特定健診情報って?

40歳から74歳までの方を対象に、メタボリックシンドロームに着目して行われる健診結果の情報です。

※ 75歳以上の方の健診情報は、後期高齢者健診情報です。

医師が閲覧可能な情報項目

- 受診者情報
- 特定健診結果情報*
- 質問票情報(服薬・喫煙歴等)*
- メタボリックシンドローム基準の該当判定*
- 特定保健指導の対象基準の該当判定*

※ 2020年度以降に実施したものから5年分の情報が参照可能

メタボ健診とも呼ばれているよ。



薬剤情報って?

医療機関で投与されたお薬や薬局等で受け取ったお薬の情報です。
※注射・点滴等も含まれます。

医師が閲覧可能な情報項目

- 受診者情報
- 過去のお薬情報*

(調剤年月日、医薬品名、成分名、用法、用量など)

※ 2021年9月以降に診療したものから3年分の情報が参照可能

